

知的財産をめぐるグローバルな 情勢変化と特許庁の取組

2015年2月
特 許 庁

1. 知的財産の戦略的活用
2. 世界最速・最高品質の知財システムの実現にむけて
3. 知的財産制度の国際化

1. 知的財産の戦略的活用
2. 世界最速・最高品質の知財システムの実現にむけて
3. 知的財産制度の国際化

個別企業毎の知財戦略

・ 情報通信技術の革新

・ 経済のグローバル化
・ 市場の変化のスピードアップ

オープン・イノベーション下の知財戦略

コア領域の特定

クローズ化
(技術ノウハウの保護)

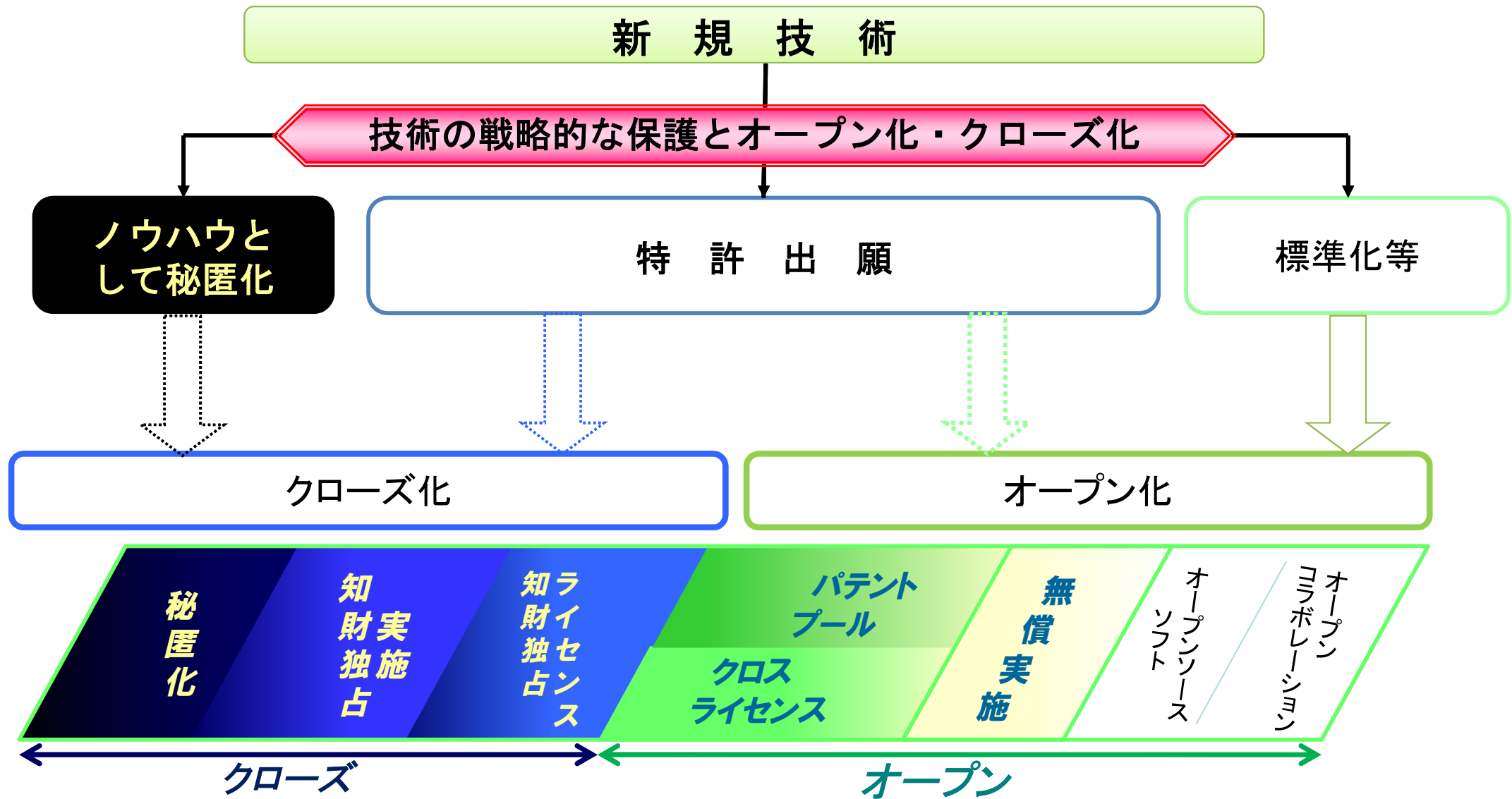
オープン化
(市場拡大)

企業価値の最大化

グローバル企業のオープン・クローズ戦略事例

	アップル (米)	インテル (米)	ボッシュ (独)
オープン / 標準化領域	スマートフォン端末の製造工程を EMS 企業に開示 (オープン化)	PC 周辺機器 (マザーボード) の製造技術をアジア企業に開示 (オープン化)	自動車 ECU 基本ソフトウェア「Autosar」の標準化を主導 (標準化)
クローズ領域	デザイン (意匠権) タッチパネル技術 (特許・他社にライセンスせず)	MPU (ブラックボックス化)	アプリケーション開発の制御パラメータ (ブラックボックス化)

出典: 2013年度版ものづくり白書 (経済産業省)



1. 知的財産の戦略的活用
2. 世界最速・最高品質の知財システムの実現にむけて
3. 知的財産制度の国際化

- 2014年6月閣議決定は、我が国企業のニーズも踏まえ、世界最高の「知財立国」を目指すこととしており、これらの具体化・加速化について集中的・精力的に取り組む方針。

「日本再興戦略の改訂」

2014年6月24日 閣議決定

第一 総論

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

(2) 国を変える

(イノベーション・ナショナルシステムと世界最高の知財立国の実現)

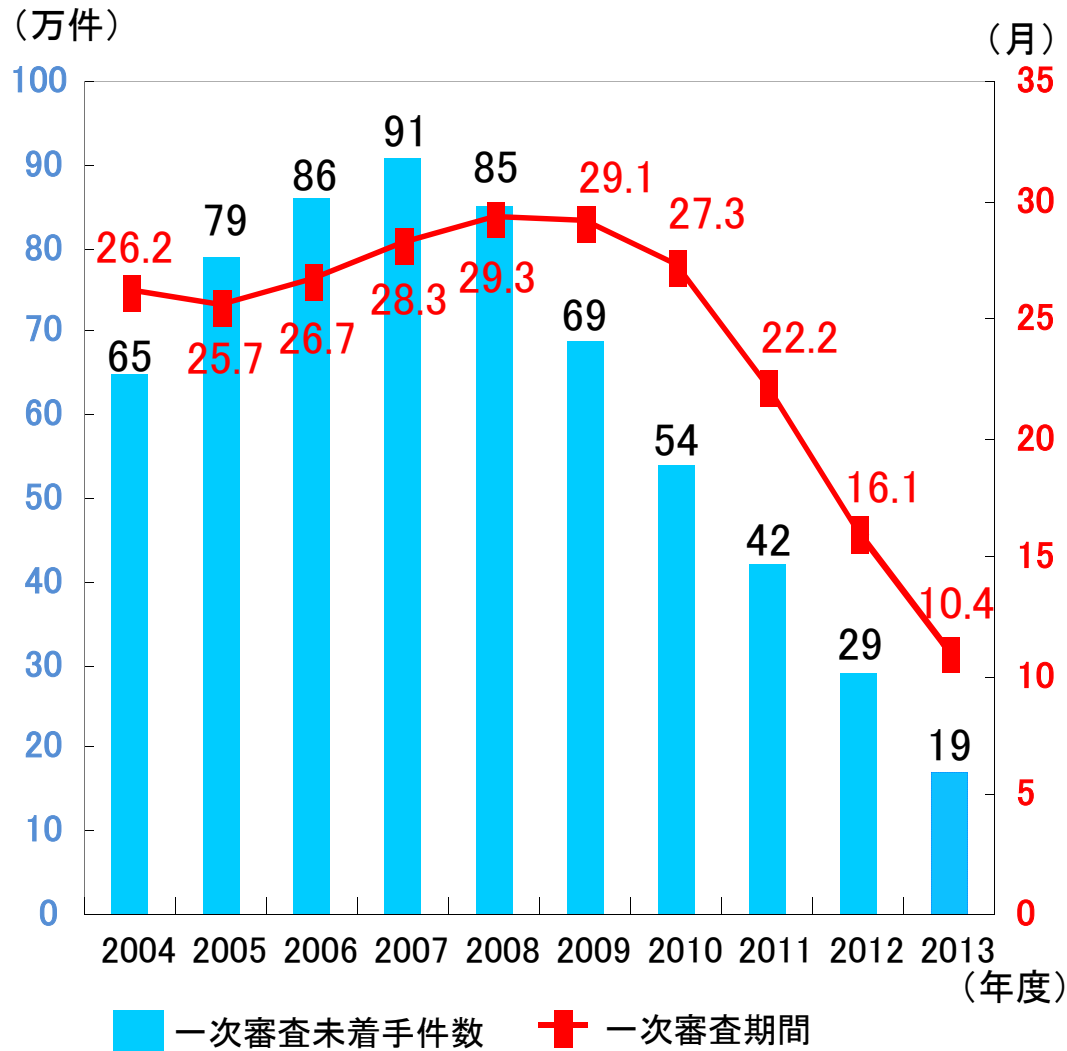
- ・・・また、企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化に伴い、営業秘密を含む知的財産に関する国際紛争や国際標準獲得の主導権争いが激化していること等に的確に対応していくことをはじめとして、**引き続き世界最高の知財立国を目指す**。

「知的財産政策に関する基本方針」

2013年6月7日 閣議決定

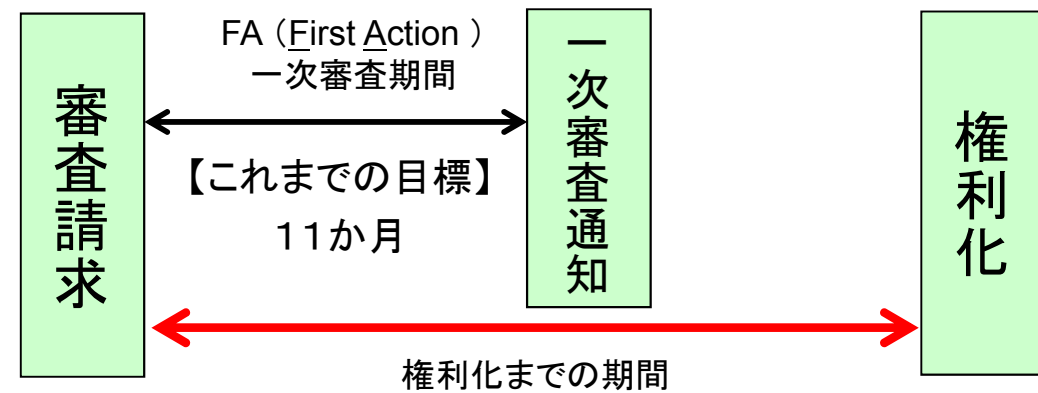
- ・・・ **今後10年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し**、以下の3点を目標に、危機感とスピード感をもって知的財産政策を組み立てていかななくてはならない。
- これまでの知財政策のように他国に追い付くことを目標とするのではなく、また後れを取り戻すのでもなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと。
- アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- 世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。

【一次審査期間(FA)の短縮】



(出典)特許庁調べ

【我が国における一次審査期間と権利化までの期間】



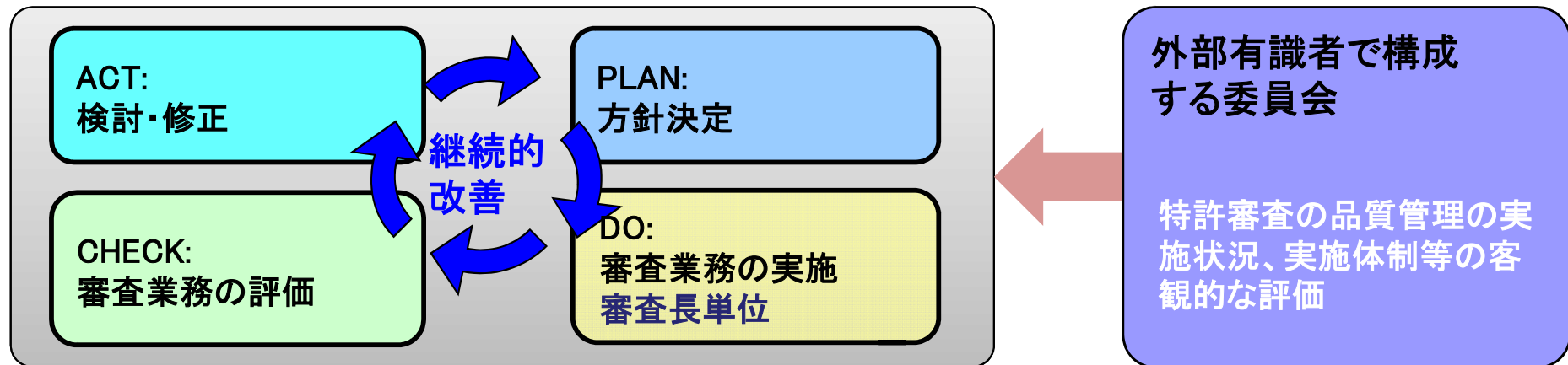
日本	平均14か月以内(2023年度目標)
米国	20月(2017年目標)
欧州	36.1月
中国	22.2月
韓国	19.1月

(出典)特許庁調べ

【特許審査に関する品質ポリシーの設定】

「強く・広く・役に立つ」特許権を設定する。

- ①「強く」: 後に無効にならない強さを。
- ②「広く」: 発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを。
- ③「役に立つ」: 世界に通用する有用な権利を。



「事業戦略対応まとめ審査」の展開

事業

企業

必要な知的財産の権利化

装置制御

製造技術

モータ

電池

電気自動車

素材

車体デザイン(意匠)

ロゴ(商標)

事業戦略

出願の内容

特許庁



審査官が企業の事業戦略を理解
各分野の審査官による協議

特許

意匠

商標

さらに、2014年10月から、以下の要件緩和を実施

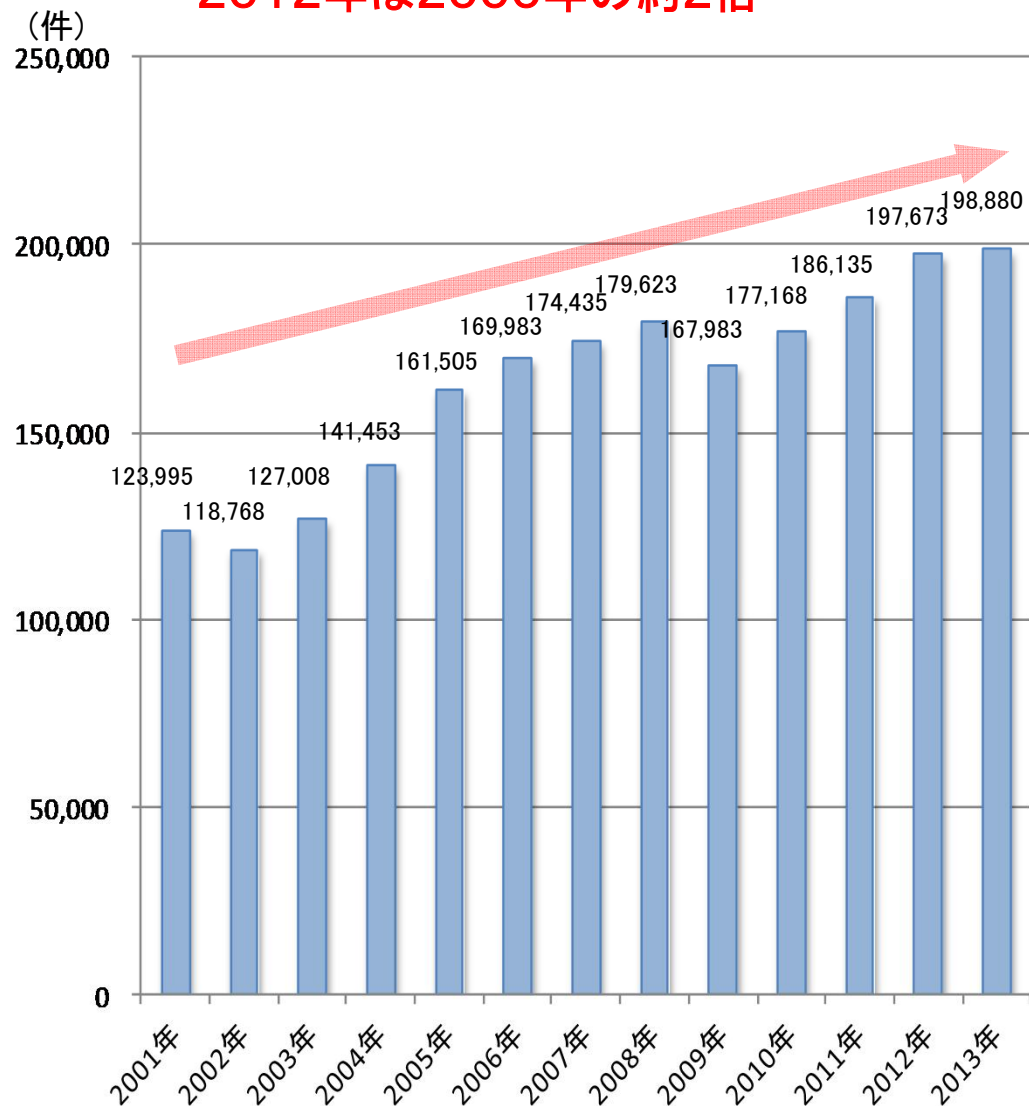
- 異なる出願人による出願をまとめた申請を認める
(共同開発による成果についても一括申請を可能とする)
- 一次審査通知後の出願も対象に追加する

1. 知的財産の戦略的活用
2. 世界最速・最高品質の知財システムの実現にむけて
3. 知的財産制度の国際化

我が国企業の海外出願の動向

【日本企業の海外特許出願】

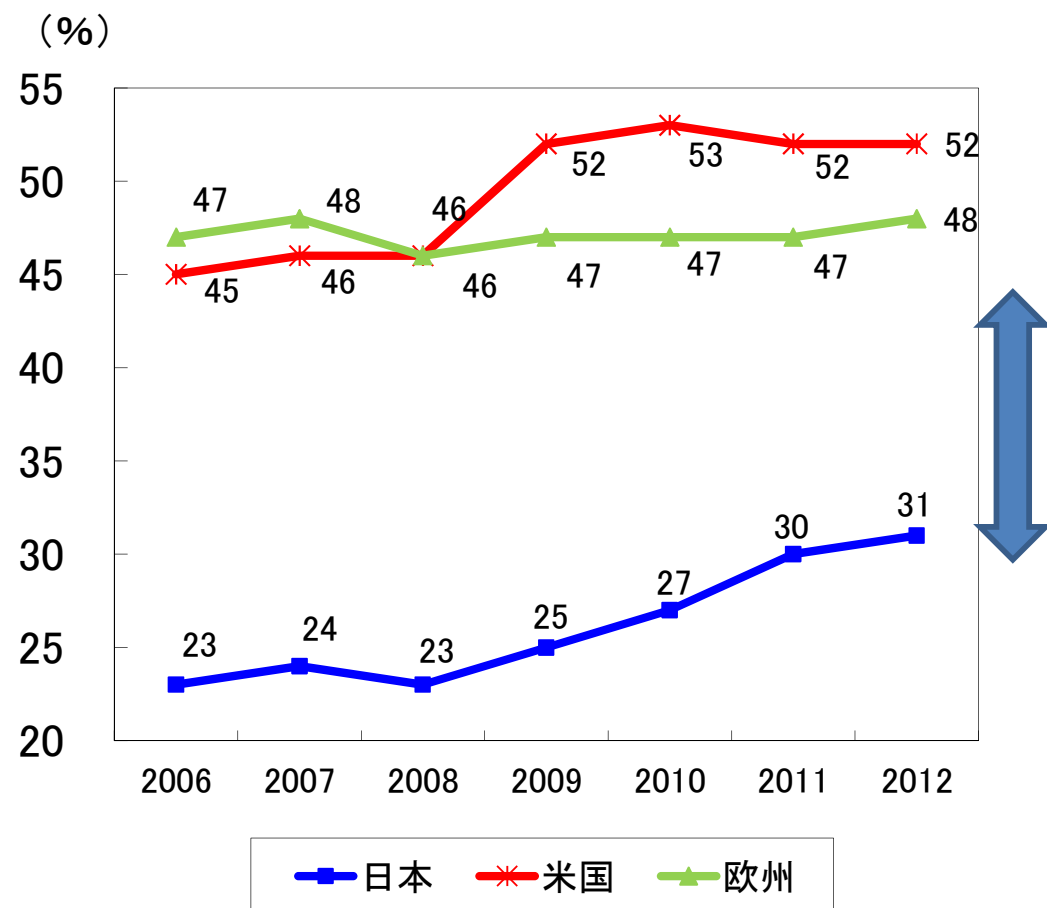
2012年は2000年の約2倍



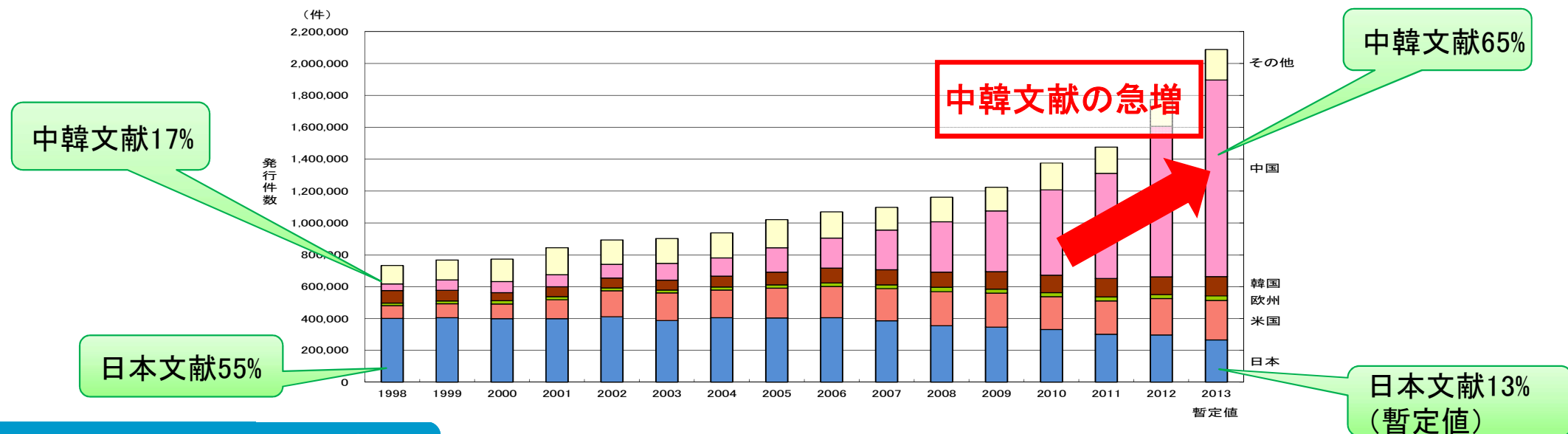
(出典) 特許庁調べ

【日米欧企業の海外出願率】

(自国かつ海外への出願の総件数 / 自国への出願の件数)



(出典) 特許庁調べ



(資料) 特許庁作成

外国文献サーチシステムの整備

- ✓ 2015年1月より、中韓文献を機械翻訳し、日本語で全文テキスト検索及び照会を可能とするシステムが稼働。
- ✓ 特許庁審査官に加え、一般利用者也無料で利用が可能。
- ✓ 2003年以降に公開された中韓文献(約1000万件)が蓄積済。
- ✓ 中国文献については、今後、中国における文献の公開から原則約3週間で、翻訳文の検索を可能としていく予定。

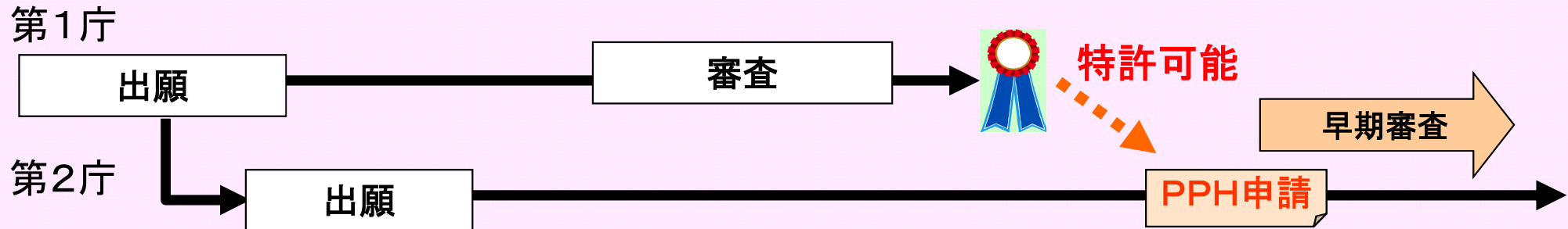
世界共通の特許分類の整備

- ✓ 五大特許庁を中心に国際特許分類の詳細化を推進。
- ✓ 日本国特許庁は欧米特許庁と協力し、お互いの内部分類を国際特許分類へ導入することによって詳細化に貢献。

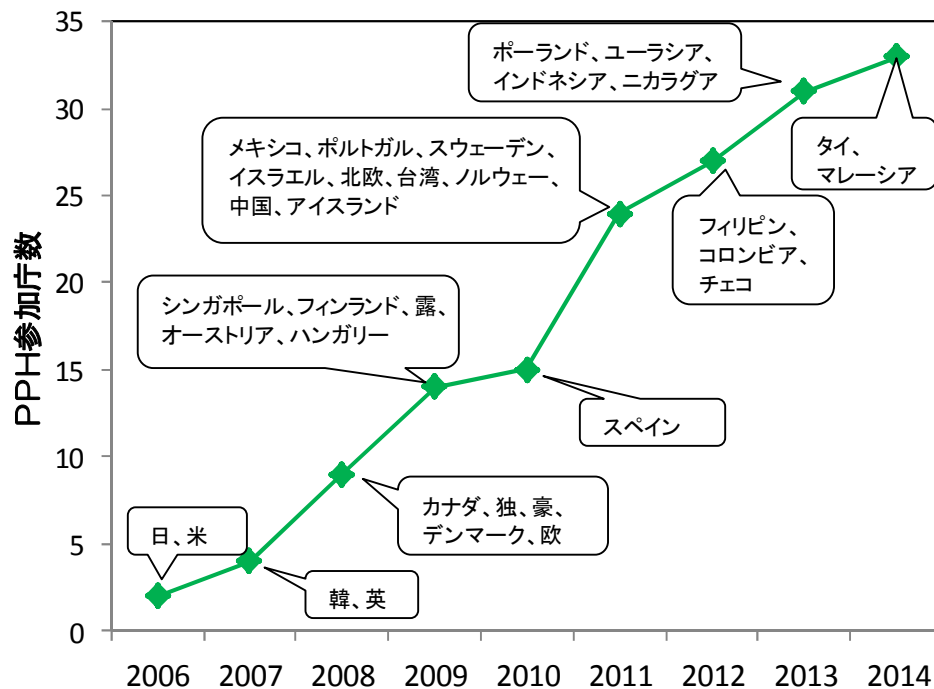
登録調査機関による先行技術調査の拡大

- ✓ 外国語文献調査を含めた先行技術調査の拡大を行う
- ✓ 2013年度0.6万件→2014年度7.5万件

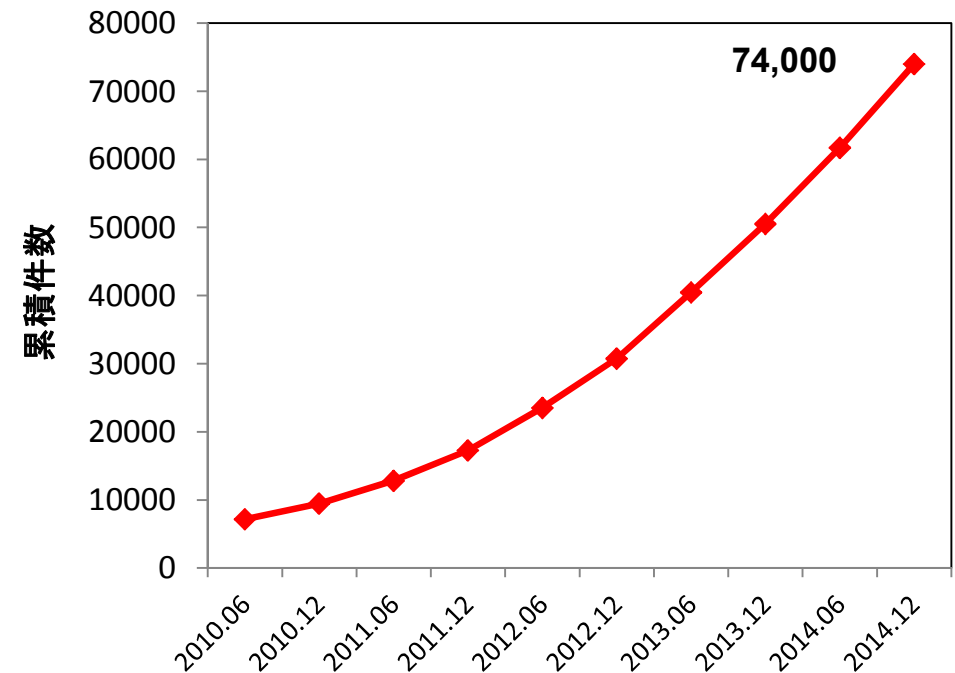
特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大・改善



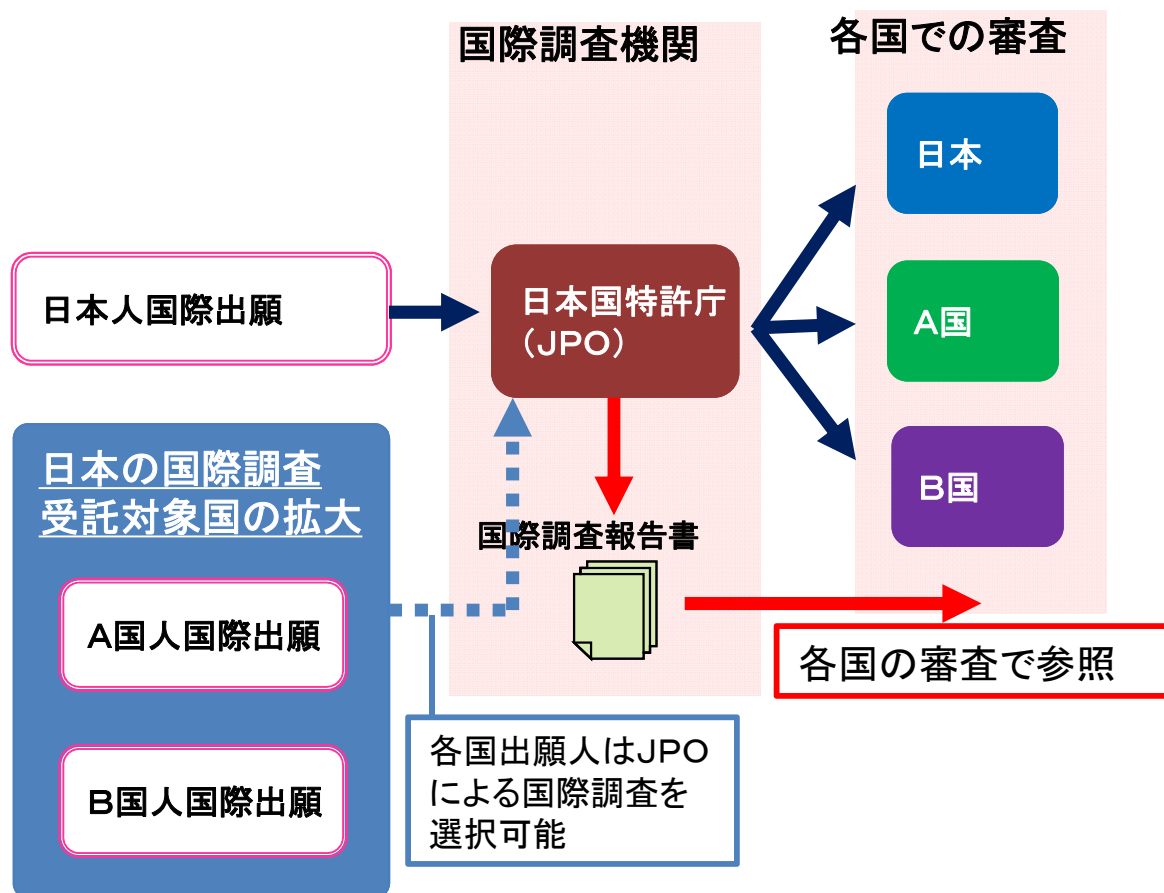
【PPH参加庁数(33庁:2015年1月時点)】



【世界PPHの累積申請件数(約74,000件:2014年12月末時点)】



【特許に関する国際出願 (PCT出願) における権利取得】



【JPOの国際調査受託対象国の拡大状況】

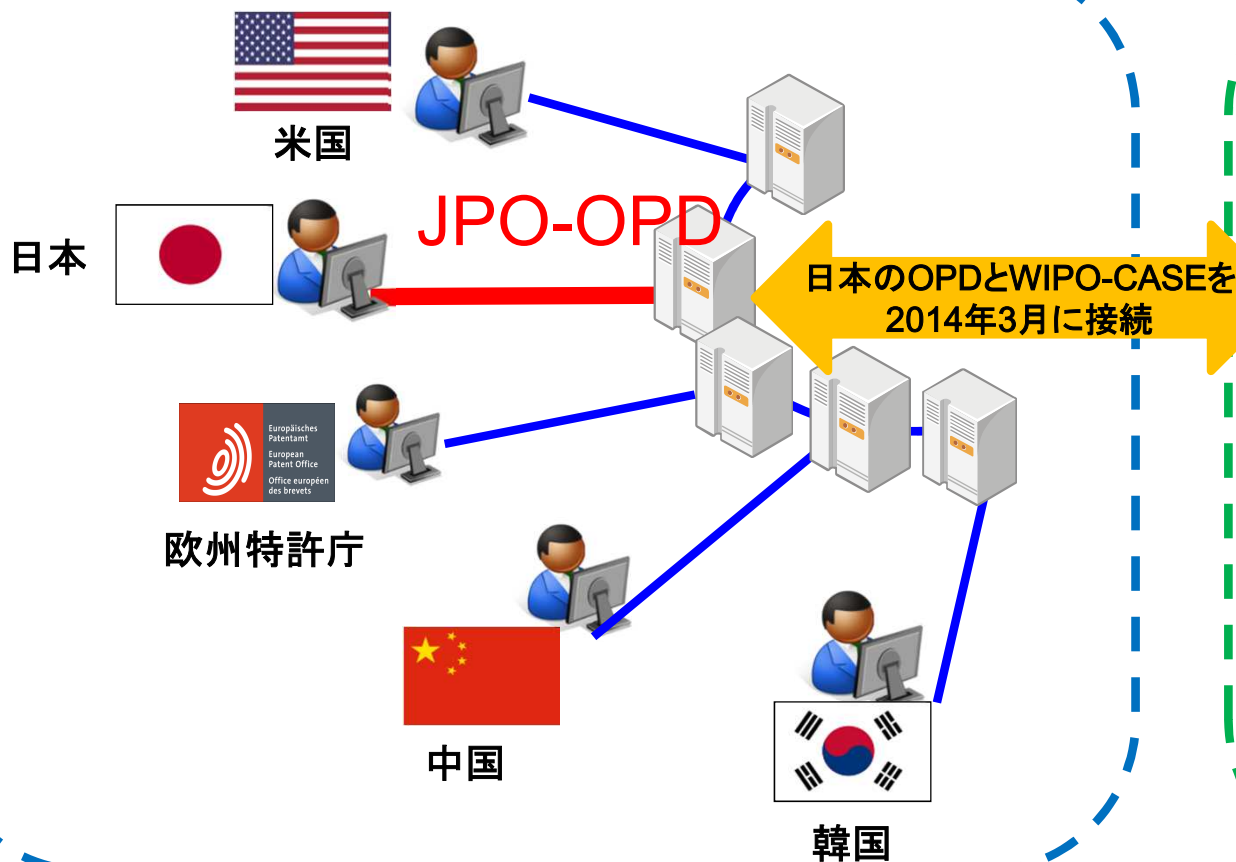
開始時期		出願人国籍別の実績件数 (※2)
韓国	(2001年7月～)(再開※1)	50
フィリピン	(2002年1月～)	21
タイ	(2010年4月～)	37
ベトナム	(2012年7月～)	6
シンガポール	(2012年12月～)	154
インドネシア	(2013年6月～)	1
マレーシア	(2013年4月～)	76
米国	2015年中試行開始 予定 3年間で5000件を目途	—

※1: 1990年から開始し、1999年に一時中止。実績は再開後。

※2: 実績件数については、WIPO IP Statistics Data Center より取得した2015年2月17日時点の数値であり、受理官庁としての国際事務局への出願を含む。

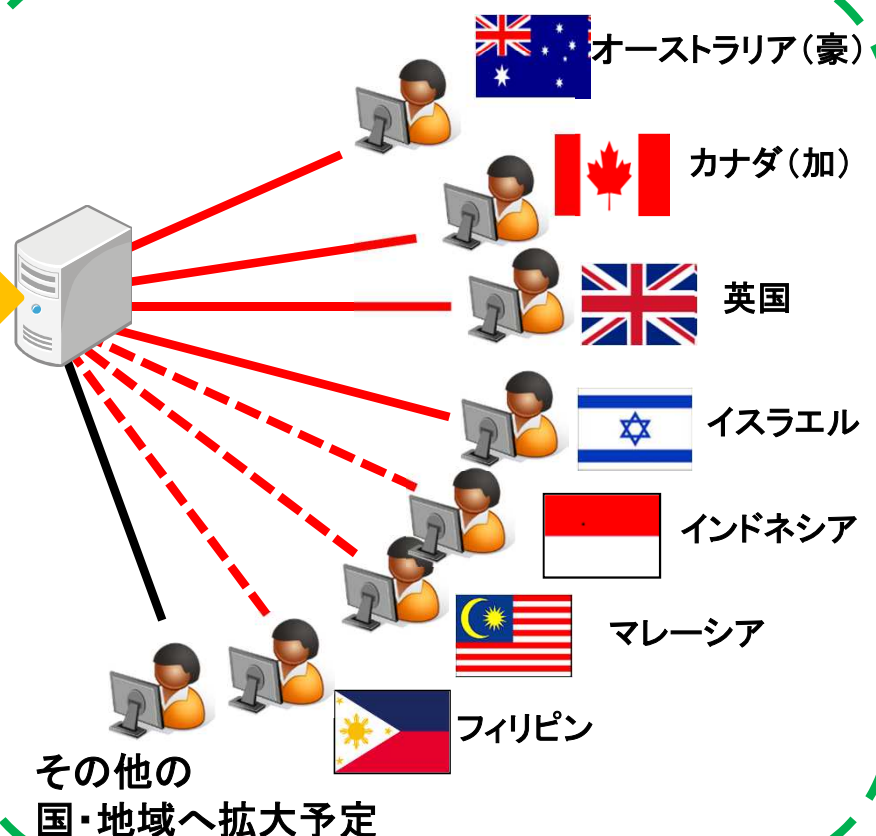
ワンポータルドシエ (One Portal Dossier)

5庁のドシエ情報相互参照システム



WIPO-CASE

豪・加・英等各庁ドシエ情報
相互参照システム



年間16万件程度の特許出願

年間21万回以上のアクセス



支援のフェーズ	支援例	ASEAN	BRICs・アフリカ等
1. 知財制度・体制の整備支援	(例) ✓ 知財庁設立準備支援 ✓ セミナー・研修を通じた普及啓発 ✓ 知財庁の事務処理システム電子化支援	CLM諸国 〔カンボジア ラオス ミャンマー〕	アフリカ諸国
2. 審査の迅速化のための支援	(例) ✓ 審査官の研修・人材育成 ✓ 特許審査ハイウェイ拡大	ASEAN諸国 (CLM諸国除く)	インド ブラジル等 中南米諸国 東欧諸国
3. 知的財産権の保護・執行体制の支援	(例) ✓ 模倣品対策セミナー開催 ✓ 裁判官向けセミナー開催		

第5回テゲルンゼー会合※(2014年4月) 開催地:トリエステ(イタリア)

※日、米、欧、英、独、仏、デンマークの特許庁による会合。

- グレースピリオド、衝突する出願の取り扱い、18ヶ月全件公開、先使用权の4項目に関して、各庁が実施したユーザーとの協議結果のレポートを分析した最終統合レポートを取りまとめた。

特許制度調和に関する国際シンポジウム(2014年7月) 開催地:東京

- 各国・地域の知財庁、ユーザ、大学等からの参加を得て、活発に議論。グレースピリオドを始めとする制度調和の議論を加速化すべきという認識を官民で共有。



B+会合※(2014年9月) 開催地:ジュネーブ(スイス)

※WIPO・Bグループ(先進国)メンバー、EUメンバー国、及び韓国等の、46か国の特許庁及び2機関で構成。

- テゲルンゼー会合での議論の進捗を報告し、主にテゲルンゼー会合で議論した4項目についてB+サブグループ※で検討を深めることで合意した。
※日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁による会合。

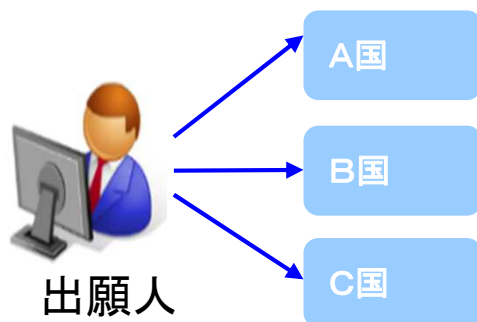
その後の進展

- USPTOが制度調和ラウンドテーブルを開催(2014年11月)・・・先行技術の定義、グレースピリオド、新規性・進歩性についてユーザーを交えて議論。
- EPOが制度調和シンポジウムを開催(2015年2月)・・・主に、テゲルンゼー会合で扱った4項目に関しての、制度調和のあり方についてユーザーを交えて議論。
- B+サブグループ会合・・・2015年4月10日にロンドンで開催予定。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入

【各国への意匠登録出願】

＜現在＞

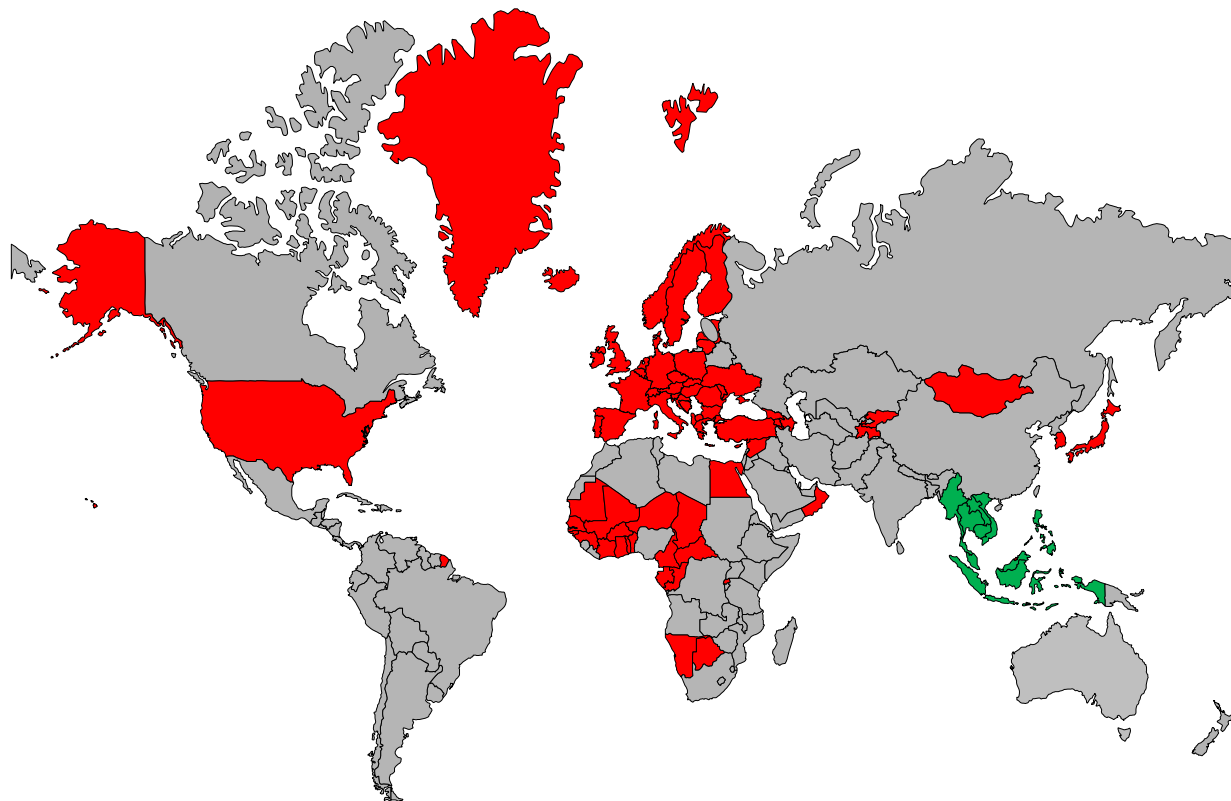


2015年
5月13日～

＜加入後＞



【ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟国・地域マップ(2015年2月27日現在)】



■ 加盟国・地域・・・49か国・地域
(ただし、日本・米国については、5/13に発効。)

■ ASEAN・・・2015年までに7か国以上の加盟を目指す(シンガポール、ブルネイは加盟済)

その他、中国、ロシア、英国、カナダ:加盟を検討中

意匠5庁(ID5)会合の創設へ

意匠五庁(ID5)会合



日本国
特許庁
(JPO)



米国
特許商標庁
(USPTO)



韓国
特許庁
(KIPO)



欧州共同体
意匠商標庁
(OHIM)



中国国家
知識産権局
(SIPO)

【ID5の主要議題】

○意匠登録出願制度の運用上の課題

- ・優先権書類(優先権証明書)の
電子的交換

- ・図面提出要件の一覧比較

- ・ハーグ協定に基づく国際出願

○意匠審査の品質向上

○ユーザからの要望に対する対応

商標五庁(TM5)会合



日本国
特許庁
(JPO)



米国
特許商標庁
(USPTO)



韓国
特許庁
(KIPO)



欧州共同体
意匠商標庁
(OHIM)



中国国家工商
行政管理総局
(SAIC)

特許五庁(IP5)会合



日本国
特許庁
(JPO)



米国
特許商標庁
(USPTO)



韓国
特許庁
(KIPO)



欧州
特許庁
(EPO)



中国国家
知識産権局
(SIPO)

◆ 新しいタイプの商標の保護（2015年4月1日から出願受付）

➤ 2014年5月に商標法を改正し新しいタイプの商標の保護を決定。企業の多様なブランド戦略を支援

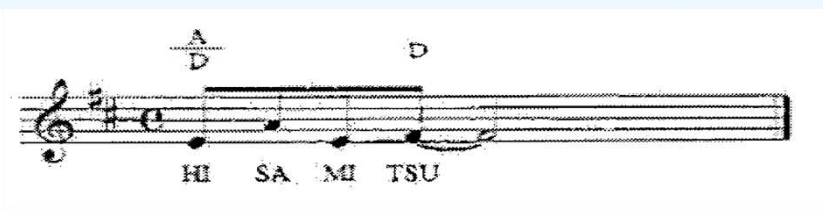
保護される新しいタイプの商標

音の商標 動きの商標 ホログラムの商標 色彩の商標 位置商標

既に海外で登録されている商標の例

音の商標

【欧州登録】
久光製薬株式会社



色彩の商標



【豪州登録】
7-Eleven, Inc.

動きの商標



【欧州登録】
東レ株式会社

ホログラムの商標



【ドイツ登録】
株式会社ニコン

位置商標



【米国登録】
吉田金属工業株式会社

(使用例)

